

## 豊前市運輸交通事業者等支援金のご案内

コロナ禍における、原油価格の高騰による影響を大きく受ける道路運送事業者等の事業維持・継続を支援するため、市内で運輸交通事業等を営む事業者に対し、支援金を交付します。

①基本支給額：1対象事業者につき10万円（定額）1回限り

②加算額：10台を超える加算対象車両1台につき1万円加算

例：交付対象事業者で加算対象車両を12台保有している場合

10万円（基本支給額）+2万円（加算額）=12万円支給

## ① 申請要件

- 本店または主たる事業所の所在地が市内にある法人または個人事業者であり、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること
- 基準日（令和4年4月1日）以前から対象事業を主たるものとして営んで事業収入を得て、申請日時点においても事業を継続しており、かつ支援金受領後も事業を継続する意思があること
- 市税等の滞納がないこと（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い徴収が猶予されているものを除く）
- 法令及び公序良俗に反していない事
- 暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係でない者であること
- 支援対象事業を営むために必要な許認可等を受けていること

## ② 支援金の対象となる事業者等

下記の区分の事業を営む事業者が支援金の対象となり得ます。

加算額については下記の加算対象車両の所有・借用台数が10台を超える場合対象となり得ます。

区 分	加算対象車両
<input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 (貨物自動車運送事業法第2条第2項、同条第3項又は同条第4項に規定する貨物自動車運送事業をいう。)	緑(黒)ナンバーのみ
<input type="checkbox"/> 貨物利用運送事業 (貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第2種貨物利用運送事業をいう。ただし、豊前市内の事業所にて所有又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している加算対象車両が1台以上であること。)	
<input type="checkbox"/> 一般旅客自動車運送事業 (道路運送法第3条1号に規定する一般旅客自動車運送事業をいう。)	
<input type="checkbox"/> 自動車運転代行業 (自動車運転代行業の業務適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。)	登録車両 (随伴用車両)のみ

※大企業（みなし大企業を含む。）は対象になりません。

### ③ 支援金額計算方法

計算式：①基本支給額＋②加算額（加算対象車両保有数10台以下は加算なし）

計算例：支援金の対象事業者で加算対象車両を申請事業所で12台保有している場合

$$\text{「10万円（基本支給額）＋2万円（加算額）＝12万円支給」}$$

### ④ 申請に必要な書類（必須）※申請の前に提出書類が揃っているか必ず確認してください。

○印・・・必須書類

△印・・・加算額がある場合に提出（加算対象車両が10台を超える場合に必要です。）

※加算額を請求する場合は、10台を超える分の資料（車検証の写しや、車両ナンバーのわかる写し等）だけでなく、10台以下（1～10台まで）の分の資料も必要となります。

		貨物自動車運送事業	貨物利用運送事業	一般旅客自動車運送事業	自動車運転代行業
1	交付申請書兼請求書（様式第1号）	○	○	○	○
2	加算対象車両一覧（様式第2号）	△	△	△	△
3	運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書等のいずれかの写し	○	○	○	
	公安委員会からの運転代行業の認定書の写し				○
4	加算対象車両全ての車検証の写し ※貨物利用運送事業で10台以下の場合は1台分のみ提出。	△	○	△	△
5	加算対象車両全ての写真（カラー） ※ナンバーが写っているもの。 ※貨物利用運送事業で10台以下の場合は1台分のみ提出。 ※自動車運転代行業の場合は、車体に掲示する認定番号が写っているもの	△	○	△	△
6	振込先口座のわかるもの ※通帳の写しは表及び1枚目を開いた所 ※ネットバンキングの場合は振込口座の口座番号など必要事項が確認できる部分を印刷したもの	○	○	○	○
7	申請者の身分証明書の写し ※運転免許証やマイナンバーカードの写し等)	○	○	○	○
8	令和3年分の確定申告書等の写し	○	○	○	○
9	証明願	○	○	○	○

※その他必要に応じ追加資料の提出が必要となる場合があります。

※申請書兼請求書などの指定様式は、豊前市役所1階商工観光課で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

### ⑤ 申請期間

令和4年8月1日（月）～令和4年11月30日（水）まで《消印有効》

### ⑥ 申請方法 郵送又は市役所担当窓口への提出

（申請書類をすべてご用意のうえ、市商工観光課へ郵送または提出をお願いいたします）

○郵送先及び市役所担当窓口：〒828-8501 豊前市大字吉木 955 豊前市商工観光課 商業活性係 宛

## 豊前市運輸交通事業者等支援金支援金についてのQ & A

<p><b>質問1</b>：対象となる道路運送事業者等は、「市内で事業を営む中小企業及び個人事業主」とありますが、具体的には、どのような道路運送事業者等事業者が対象になりますか。</p>
<p>回答1：市内で道路運送等事業を行っている事業所のある、大企業（みなし大企業を含む）以外の中小企業及び個人事業主を対象としています。</p>
<p><b>質問2</b>：事業所（店舗）は市外にありますが、個人事業主が豊前市内に住所を有している場合は対象になりますか。</p>
<p>回答2：本支援金は、補助対象の要件として、「豊前市内で事業を営むもの（市内に店舗を所有または賃借して当該店舗を運営しているもの）」としていることから、対象となりません。</p>
<p><b>質問3</b>：事業所（店舗）は豊前市内にありますが、個人事業主は市外に住所を有している場合は対象になりますか。</p>
<p>回答3：事業主が市外に住所を有している場合であっても、豊前市内で店舗を運営している場合は対象となります。</p>
<p><b>質問4</b>：なぜ緑色のナンバーと黒色ナンバー車両が対象となるのですか。</p>
<p>回答4：加算額については、道路運送事業等のための車両を支援対象としており、緑色のナンバープレートもしくは黒色のナンバープレートの装着が義務付けられているためです。ただし、運転代行車両については、装着が義務付けられていないため、車検証の写し及び車体に掲示している認定番号が分かるものの写しで確認をさせていただきます。</p>
<p><b>質問5</b>：いつまでに創業すると、この支援金の対象となりますか。</p>
<p>回答5：令和4年4月1日までに必要な許可等を全て有したうえで、事業を実施している事業者であれば対象となります。例えば、令和4年4月1日に開業し、支給要件を満たした場合、本支援制度の対象となります。</p>
<p><b>質問6</b>：加算対象（10台以下の車両を保有）ではありませんが、「車両全ての写真や車検証の写し」は必要ですか。</p>
<p>回答6：加算対象外であれば、「車両全ての写真や車検証の写し」の書類は必要ありません。</p>